

第 1 3 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

平成 3 0 年 8 月 1 0 日 開 会

平成 3 0 年 8 月 1 0 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成30年8月10日（金）午前9時30分 米沢市農業委員会第13回定例総会をJA山形おきたま米沢支店第1会議室に招集した。

出席委員（19名）

1 番	伊藤精司	委員	8 番	佐久間英之	委員	1 5 番	大橋久芳	委員
2 番	小関善隆	委員	9 番	上村貞義	委員	1 6 番	山王堂民榮	委員
3 番	江口益美	委員	1 0 番	古畑功一	委員	1 7 番	大野澤進	委員
4 番	遠藤伊一	委員	1 1 番	高橋秀治	委員	1 8 番	鈴木晃子	委員
5 番	樋渡由美	委員	1 2 番	菅野英一郎	委員	1 9 番	田代昇一	委員
6 番	二宮啓一	委員	1 3 番	我彦正福	委員			
7 番	高橋信夫	委員	1 4 番	高橋祐弘	委員			

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（1名）

収入保険推進課長 栗原

会議に出席した事務局職員（6名）

事務局 長	宍戸 徹 朗
事務局長補佐兼農政振興主査	目 崎 秀 也
農 地 主 査	戸田美恵子
主 査	仁 科 恭 浩
主 任	高 橋 純
主 事	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

報第1号	農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について
議第1号	米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について
議第2号	農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について
議第3号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第6号	農用地利用集積計画について
議第7号	土地改良事業参加資格交替の承認について
その他	農地中間管理事業に係るマッチング案の確認について

開 会 午前9時30分

目崎補佐 おはようございます。

ただいまから第13回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、13番 我彦委員のご発声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

それでは、次に伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 では、皆さん、おはようございます。

朝早くから定例総会にご出席ありがとうございます。台風12号のほうも米沢のほうには大きな被害もなく、水不足だった田んぼについても大分解消したのではないかなということで、恵みの雨になったということであります。

しかし、その前の最上、庄内の豪雨については戸沢村とか金山、最上のほうが大分やられたということで、水田のほうも冠水したということで、特に戸沢村については床上浸水とかいろいろあって大変だということ、きのう農業委員会の会長のほうからこっちのほうに連絡入っております。そういったことで、被害に遭われた方にはお見舞いを申し上げたいと思います。

この間、農事相談等でも岡山、広島と四国の水害に対して見舞金を送るということで皆さんに同意をいただきまして、大変ありがとうございました。そういったことで、自然災害、あるわけでございます。そういったことで、きょう収入保険の説明、農済の課長さんに来ていただきまして説明いただくわけがありますので、じっくり聞いていただいて、わからない点は質問等していただきたいと思います。

あと、きょうの新聞に載っておったわけですが、我々も今回の農業委員会憲章で自給率の維持、向上ということで毎回農業委員会憲章で言っているわけですが、自給率が38%ということで2年間、16年、17年と自給率が下がったということで大変だということで、きょうの農業新聞の社説のところに載ったわけでございます。そういったことで、これからTPP部分あるいはヨーロッパとの交渉、そういったことでますます輸入がふえてくる中で、自給率をどうして上げていくんだということをこれからは問われていくのではないかなと思っている次第であります。

きょうは定例総会であります。十分な審議よろしくお願ひしたいと思ひます。あと、まだまだ猛暑、残暑が続くわけでございますので、体調管理には十分気をつけながら農作業、そして農業委員会活動等に励んでいただきたいと思ひます。きょうは朝早くから大変ご苦勞さまです。ありがとうございます。

目崎補佐

ありがとうございました。

それでは、次に、ただいまの会長のご挨拶にございましたように、本日は収入保険制度の説明ということで、山形県の農業共済組合置賜支所のほうから栗原収入保険推進課長にお越しいただいております。

それでは、栗原課長、ご説明のほうよろしく願いいたします。

栗原課長

おはようございます。ただいまご紹介いただきました農業共済組合置賜支所、収入保険推進課の栗原と申します。

日ごろから皆様には農業共済事業につきましてご理解とご協力をいただきまして、大変感謝申し上げます。本日につきましても、このような大変お忙しい場で収入保険を取り上げていただいたということで、大変感謝申し上げますところでございます。

また、先般も当農業委員会の広報紙で収入保険のことを取り上げていただけるということで、これまた農業者への周知ということでご協力をいただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日、時間も限られておりますので、恐縮ではございますが、早速ご説明のほうに移らせていただきたいと思います。皆様に資料、冊子のほう、パンフレットのほうをお配りさせていただきましたので、そちらのほうごらんになっていただきたいと思います。

内容につきましては、皆様ご承知かと思えますけれども、若干大枠の内容につきまして、ご説明から入らせていただきたいと思います。この収入保険でございますけれども、これまでの農業共済制度につきましては基本的に収穫量が減少した場合に補償するという制度になっておったわけでございますけれども、今回の収入保険につきましては販売金額が減少した場合に補償するという、そのような保険となっております。こちらの資料の表紙のほうに書いてありますけれども、販売金額が減少する場合のリスクが対象ということで、その例といたしまして表紙のほうに対象事例が載っておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、1ページでございますけれども、補償のイメージということで上段に載っております。この収入保険に加入いただいた場合ですと、一定以上の割合の減少、収入の減収があった場合、おおむね8割程度は、8割以上の収入が確保できると、ご自身が販売したものと収入保険からの補償を合わせますと、8割以上は常に収入が確保できますよということになってございます。仮に収入がゼロの場合でも81%、8割程度の収入が確保できるということでございます。

掛金につきましては、こちらに書いてあります1,000万の場合は32万の基準収入が、1,000万の場合325,000円ということでありまして、

こちらにつきましては当然おのおのの収入金額によって変わってまいりますので、ぜひご相談いただきまして試算させていただければと思います。

続いて3ページ目でございますけれども、隣のページでございますけれども、保険の仕組みという部分でございます。この収入保険の補償の方式といたしましては掛け捨ての保険方式、そして積立方式ということで2種類が準備されてございます。保険方式だけですと、補償限度額は補償限度8割ということになりますけれども、積立方式を組み合わせることによりまして、この補償限度を9割まで引き上げることができるということになってございます。

なお、この保険方式の掛金でございますけれども、自動車保険と同様に保険金が支払われれば等級が上がり、支払いがなければ等級が下がっていく、掛金が安くなっていくという仕組みになってございます。こちらのページの右下の部分でございますけれども、このように保険料率が21段階に設定されるということでありまして、1年目につきましては危険段階区分がゼロからのスタート、これからスタートしていただきまして、保険金の支払いによりまして上がり下がり、危険段階が設定されるということになってございます。

基準収入につきましては、ご承知のとおり過去5年間の販売金額の平均を基本として設定するというようになっておりますけれども、これあくまでも基本ということでありまして、例えば来年の見込み収入が過去の平均よりも高い場合、あるいは規模拡大してこれまでよりも高い収入を見込んでいるという場合ですと、それを考慮した基準収入額を設定できるということになってございます。その場合は単純に5年の平均ではないということになりますので、その設定ができるかどうかということに関しましては試算額の結果によるということもございますので、あわせてご相談いただきたいと、ぜひ試算させていただければと思います。

続いて、またページをめくっていただきまして、3ページ目、4ページ目でございますけれども、こちらにつきましては加入手続、加入申請から保険金の支払いまでの流れが詳しく載っております。後ほどごらんになっていただきたいと思っておりますけれども、特に加入申請に当たっての手続関係でございますけれども、5ページ以降でございますけれども、加入を申請する際に必要な書類がこちらのほうに、5ページ以降、記載されてございます。

先般、これに関しまして、この加入手続に関する加入手続説明会ということで各行政単位に開催させていただいたわけでございますけれども、この際、このような加入手続の際は、このような申請書を作成する必要があるということでご説明させていただいたわけですが、その中で、これだけのものを自分で作成しなければならないとなってくると、非常にこの手続が面倒だという、そういうご意見をいただいております。実際には、この申請書類関係につ

きましては、加入者の方々から確定申告関係の書類を準備していただきますと、この申請書関係は職員のほうで作成させていただくということになりますので、加入者の方々には確定申告関係の書類を準備していただいて、それをご提出いただくということになりますので、それほどご負担をかけるような手続にはならないのかなと考えてございます。

では実際、どのような資料、どのような書類を加入者が準備しなければならないのかということでもありますけれども、まず1つにつきましては確定申告表のB第一表ということになります。まず、これが第1点です。それから、個人の方でありますと決算書の1ページ目、2ページ目、法人の場合ですと損益計算書ということになります。

また、9ページをちょっとごらんになっていただきたいんですけども、9ページの下段のほうに決算書の写しが載ってございます。こちらの右上に雑収入と書かれておりますけれども、雑収入は基本的に保険の対象収入とはなりませんけれども、米の精算金あるいは大豆等の数量払い交付金、こちらにつきましては実質販売金額と同等だとみなされておりますが、雑収入の中に入って計上していると思います。ですので、雑収入のこの中から米の精算金等を、金額を抜き出す必要があるということになってまいりますので、雑収入の内訳がわかる一覧表を準備していただきたいということになってまいります。そのようなことで、それらの書類をご準備いただくということになってまいります。

そのほか、来年の営農計画でございますけれども、来年の営農計画のどれぐらいの収入見込みになるかというものを把握する必要がございます、それを把握する手段といたしまして、過去の販売単価あるいは反収といったものを過去の実績の平均、実績から把握させていただくということになりますので、こちらの決算書に作付面積が記載されているのであれば問題ありませんけれども、作付面積が記載されていない場合につきましては、これらを把握できる書類もご準備いただきたいということになってまいりますので、よろしく願いしたいと思います。

なお、詳しくは後ほどこちらの資料でもってごらんになっていただきたいと思っておりますけれども、現在こういった加入手続説明会、そしてきのうまで各地域におきまして個別相談会ということで開催させていただきました。そこで加入の意思表示があった方につきましては、今後加入手続に移行してまいりますけれども、検討中といった方が大半という状況になってございます。これらの方々につきましても今後、個別に訪問させていただきまして、なおいろいろ話させていただいた上で加入をご検討いただきたいという状況でございますので、ご承知いただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますけれども、そのような現在の状況とあわせてご説

明をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

目崎補佐

ありがとうございました。

それでは、せつかくの機会ですので、何かご質問ございましたらお願ひいたします。

1 2 番

(菅野英一郎委員 挙手)

目崎補佐

菅野委員。

1 2 番

今まで何かちょっとやってきたと思うけれども、それで入ったという人は何%ぐらいいたのか、大体。大体でいい、つかみでいい。10人に1人もないくらいか。

栗原課長

今現在そういった説明会を通して、話をさせていただいた上で納得していただいた上で、では加入するかという方が徐々に徐々にふえているような、そのような状況でございますので、ちょっとまだ何割くらいといったところまではちょっといかない状況かなと考えてございます。

昨年度からアンケート等を実施させていただいたり、説明会で加入意向なども確認させていただいたりということをしていただいておりますが、おおむね七、八百名ほどの方々が今現在検討されているという状況でございます。その中の方から徐々に加入するといった人がふえていくという状況でございますので、ちょっと余り具体的な答えになっていなくて大変申しわけございませんが、そのような状況だということでございます。

1 2 番

農済さんは、国から何ぼくらいまでは収入保険に入れなさいというやつ来ているわけか。

栗原課長

そうです。置賜支所の目標といたしましては、おおむね600戸の加入者を想定してございます。その600戸の方々から加入いただければ大変ありがたいなと思ひます。(「もとからあるわけだ」の声あり)あくまで目標ということではありますが、ご承知のとおり青色申告されている方が加入できるという保険になってございますので、管内でおおむね2,000戸の方々青色申告を現在されているようでございますが、そのうちの600戸ということでもありますので、皆様にもぜひご検討いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1 2 番

今まで収入減なんかで、通らなかったときの共済に入っているわけだ。それでいいとみんな言ったんでしょ、今のところは。それで今のところは十分だと、せつかく等級も下がってこのごろ被害もないし、下がったからそれで十分だと言っているわけでしょう、ほかの人は。

栗原課長

加入しないという方につきましては、やはりそのような水稻共済を選択するという状況だと思ひます。補償の範囲というところにつきましても、水稻共済とはさまざまちょっと補償の範囲も、収入保険のほうがより広がってまいり

ますので、そのあたりのことをちょっと比較していただいて、ご検討いただいているというところでございます。

目崎補佐 ほかにございますでしょうか。

2 番 (小関善隆委員 挙手)

目崎補佐 職務代理。

2 番

保険で、何で1割が自己責任という保険があるんでしょうか、ほかの保険という名前がつくもので。例えば100万、これ1,000万だったら1,000万の補償をして、1,000万出さないと最初から900万出さないよという保険というのは何で1割を自己責任にしたんでしょうか。恐らく価格の変動を見て、価格が下がった場合にというよりも、価格の変動というのは自己責任でないと思うのよ。だから、何で1割したんでしょうか。

栗原課長

確かに価格変動につきましては、その方の責任ではないという部分になってまいりますけれども、さまざまこちらで補償する要因といたしまして、けがや病気あるいは盗難、さまざまなあらゆるものが対象になってくるということになってまいりますので、そういったところも見ての自己責任部分を最小で今1割ということになってまいりますけれども、そのようなものを設けさせていただいているという状況でございます。

ほかの保険に自己責任というものがあるかないか、ちょっとあれですけども、そこから自己責任部分、いわゆる足切り、今までの共済でいうところの足切り割合的なところになってきますけれども、そのようなものを設定させていただいて、そこからの補償という制度になってございますので、ひとつご理解をいただければと思います。(「ほとんど90%以上は、その1割以内に入らないから払いたくないということなんでしょう」の声あり)

2 番

最終的には収入ゼロの場合は8割しか補償しないということだから、最終的に。(「そうですね」の声あり)だから、8割しか補償しないということでしょう。だから、これ最初から9割で補填して1,000万のうち1割の100万を補填すると90万だから、それを毎年90万ずつすると、最後は800万になるから結局は8割しか補償しない保険だということの理解でいいんでしょう、9割と言いながら。

栗原課長

下回った部分の、1割以上超えたところの9割の補償ということになりますので……、(「だから結局最終的には8割しかしない補償ということでしょう」の声あり)最終的には今おっしゃったように収入がゼロの場合ですと最大でも81%の補償額、8割の補償額ということになってまいります。

目崎補佐 よろしいですか。

9 番 (上村貞義委員 挙手)

目崎補佐 では、上村委員。

9 番 上村です。（「よろしく申し上げます」の声あり）

資料の4ページちょっと、お聞きしたいです。細かいことになりますが、保険期間、これ1月から12月ということなんですが、例えば果樹共済なんかの場合だと、花芽形成期から収穫期までということ、1年またがるわけですね。そういったことで、例えばことし干ばつ相で、花芽がどうもうまく充実しなかったと。それで、来年作付というか、仕事していたらば通らなかつた。それは来年の保険期間で補償できるということなんですか。（「そうなります」の声あり）では、ことしは被害というか、それは見ていないというか、その対象にはならないということ……。

栗原課長

そうですね。結局その収穫した年に、どれぐらい収入が下がったか、販売が、収入が下がったかという見方になってまいりますので、やはりその翌年に、前年の影響が出たものの補償ということになってまいります。

ただ、例えばことしそういう状況で花芽の形成の状況が悪いと、来年に影響しそうだという場合は、一応ご一報いただきたいと思います。そのような状況……、（「申請金額を低く見積もるということあるんですか。低く見積もると、収入」の声あり）それはないです。ないですというか、まるっきり木を切らなければならないとか、そういったことで明らかにもう減収が、量も取れない、よって減収が見込まれたということであれば、それは減らして申告していただくということになりますけれども、現状どおりであれば、それはやっぱり来年になってみないと、ふたをあけてみないとちょっとわからない話なので、それはあくまでも見込みで、ことし何だということで見込んでいるということであれば、それはそれでそのとおりに申請してということになります。

9 番 もう一点いいですか。（「はい」の声あり）これ、細かいことなんですが、やっぱり同じページで、もらう場合のことなんですが、入りもしないうちからもらうことをお聞きしますけれども、もらう場合は何必要になるんですか。例えば申告書と収支決算書の、例えば5年間だったら5年分あれば入られるわけでしょう。もらうときはそれだけでいいんですか。その年だけの、例えば決算書なり申告書だけ出すといいんですか。

栗原課長

そうですね。基本的にはそうなります。ここでいいますと、平成31年が保険期間ということで、31年分の収入がどれぐらい減ったかということでの判断をさせていただくことになりますので、31年分の確定申告の決算書を見せていただくということになります。したがって、保険金の支払いは32年に入ってから保険金の支払いということになります。ということで、その確定申告の書類を見せていただくということになります。

9 番 ある程度把握できるものというか、確定申告とか決算書も出しているんだから、うそ隠さない数字ということなんですが、例えばそいつを証明するではな

いけれども、そういうことは必要ないんですか。

栗原課長 ないです。やはり確定申告の決算書は、あくまでも公的なものになりますので、それが証明ということになりますので。（「わかりました」の声あり）

目崎補佐 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。何か疑問点あったら置賜支所のほうに直接問い合わせても大丈夫ですか。

栗原課長 はい、いつでもご相談に乗らせていただきたいと思います。

目崎補佐 では、栗原課長ありがとうございました。（「どうもありがとうございました」の声あり）

それでは、これより議事に移ります。総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

議長 説明会、ご苦労さまでした。それでは、議事に入ります。

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はおりませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第13回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、11番 高橋秀治委員、12番 菅野英一郎委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

目崎補佐 （挙手）

議長 目崎補佐。

目崎補佐 議案の訂正を1カ所お願いいたします。

5ページ、議第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございますが、受理番号6号の右側、転用目的に係る事業または施設の概要の中で、カーポート81㎡となっておりますが、これを車庫兼物置54.65㎡に訂正をお願いします。

あと、農事相談で出ました議案関係の質疑について申し上げます。議第1号の新規就農者の認定についてですが、販売方法は直売方式、加工方式かということですが、道の駅には出荷せずに道路での直売を予定していますと。あと、加工については今後検討してまいりますということですが、何種類のブルーベリーを作るのかということですが、15種類ほどを予定していると。

あと、収支計画で土地の賃借料について反当たり5万円ということが載っていますが、それはちょっと高いのではないかとということですが、借り主、貸し主でお互いに決めたということでございます。

あと、今回の新規就農の認定と3条の議案、これ切り離して段階を踏んでや

るべきではないかと、一つが承認となればそれに連動するものですので、もう一つも承認になるのではないかということですが、おっしゃるとおりでございますが、前回〇〇の新規就農者のときも同時にご審議いただいておりますので、そういったことで提案申し上げたというところであります。

あと、新規就農者に年齢制限はないのかということですが、新規就農者の取り扱い基準によりますと、新たに就農しようとする15歳以上の者で将来の農業経営者として発展の可能性のある者を認定する。40歳以上の者については近代的な農業経営に活用できる知識及び技能を有する者であるということをおっしゃっておりますので、これによりまして年齢制限はないということでございます。

農事相談で出ました質疑とか意見については以上でございます。よろしくお願ひします。

議 長

よろしいですか。

それでは、早速進めさせていただきます。報第1号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

戸田主査

(挙手)

議 長

戸田主査。

戸田主査

報第1号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分したので報告いたします。

1、米沢市農業委員会総会における農地転用許可案件。

平成30年7月13日に行われた第12回米沢市農業委員会定例総会で審議された農地法第5条第1項の案件について、受理番号15号は一般社団法人山形県農業会議の常設審議委員会にかかわるものなので、許可相当と認める旨の答申書の日付と同日許可が原則であり、答申書を下記の日付で受理したことから、同日付で許可しました。

5条 受理番号第15号 事業者 〇〇〇〇、事業は太陽光発電設備の建設になります。許可日が平成30年7月18日。

以上、ご報告いたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、議第1号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について、を議題といたします。

それでは、議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)
議 長 仁科主査。
仁科主査 議第1号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について。米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準第5条第1項の規定により委員会に認定の可否を求めます。
申請人 住所 米沢市〇〇〇〇、氏名 △△△△、作付作物は果樹です。
以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 この件について、担当地域の代表委員から営農計画等の報告をお願いします。

10番 (古畑功一委員 挙手)
議 長 10番。
10番 10番 古畑です。担当地区なので、ご報告いたします。
去る農事相談のときに、〇〇の△△△△さんに第2ブロックのほうに来ていただきまして、新規就農ということで第2ブロックのほうで検討させていただきました。ブルーベリーを作るということで、何年前からかいろいろところで勉強していらっしゃるということで、それに対する知識は結構できているということ、あとそこがもう減反地域みたいになっているので、そこをブルーベリーでやって、あそこに釣り堀があるので、その施設の中で販売をするということでしたので、問題はないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 それでは、新規就農申請者 △△△△氏について、質問ありませんか。
事務局、新規就農者の報告は3年間ですか。

仁科主査 (挙手)
議 長 仁科主査。
仁科主査 今の議長からのご質問で、3年間は報告いただくということで、本人にも説明しております。
以上です。

議 長 異議ありませんか。
16番 (山王堂民榮委員 挙手)
議 長 では、16番。
16番 16番 山王堂です。
農事相談のときに決意表明をお聞きしたんですけれども、もう既に作付がなっているということ、そういう点とか、あと市からの助成金をもらってハウスを建てていたとかあったみたいなんですけれども、それは農林課と、農業委員会がうまくいっていないような気がするんですけれども、まずそういう点がちょっと質問です。

仁科主査 (挙手)
議 長 仁科主査。
仁科主査 ただいまのご質問の件なんですけれども、農林課の申請はなさっているそうです。
ただ、本来の形でない状況のため、今回正しい形として新規就農申請をしていただき、今回議案として上げさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますします。

8 番 (佐久間英之委員 挙手)
議 長 8番。
8 番 8番 佐久間ですけれども、では農林課さんは農業者でない方にハウスの補助金を支給したということですか。

仁科主査 (挙手)
議 長 仁科主査。
仁科主査 まだ支給決定ではないんですけれども、申請は受理しているということで、認める方向で今農林課サイドではしているということでございます。

6 番 (二宮啓一委員 挙手)
議 長 6番。
6 番 ということは、委員会で新規就農者と認める以前に農林課で新規就農者と認めたということになりますけれども、どうですか。

仁科主査 その部分に関しては、新規就農予定者という認識ということで、まず進めているということでご理解願います。

議 長 今の説明のとおり、新規就農予定者ということで補助金を予定しているということでもあります。

9 番 (上村貞義委員 挙手)
議 長 9番。
9 番 9番 上村です。
△△さんのブルーベリーについては、実際に現場見たりはしてきました。それで、植えてすぐなるものでないもので、やっぱりある程度の年数かかります。△△さん、農事相談にいらっしゃったときにお話ししていたんですが、最初は趣味というか、そういったようなことでやっていたのが、だんだん収穫量もふえてきて、もっとやってみたくなると。そうしているうちに、直売してみたいとか加工してみたいとか、やっぱりいろいろな希望というか、そういったことになりました。このたびの新規就農申請になったと思っております。
やはり農地を貸し借りということでの新規就農でしょうから、そこに許可もないうちにハウス建ててと言われると、一言もないような気がするんですが、前向きに捉えていただきたいなと思います。本当にブルーベリーを一生懸命作

って、毎日行って手入れはしているような状態ですので、新規就農を認めていただきたいと思います。さっきの農林課からの補助金に関しては、その辺の手続の遅い早いとか予定者だとか、いろいろあるでしょうけれども、その辺どうなんでしょう。

議 長 今上村委員おっしゃったとおり、農林課とのやりとりと、この新規就農者に対する許可とはまた別な問題だと思いますので、その辺切り離して、頭を整理して考えていただきたいと思います。

議 長 この件については、議案の最後にもう一度許可するかどうかを諮りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 次に、議第2号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

それでは、受理番号21号から22号を上程します。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事 (挙手)

議 長 須貝主事。

須貝主事 議第2号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号21号から22号の計2件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ2筆 1,032㎡、合計も同様に2筆 1,032㎡です。

受理番号21号 貸人 ○○○○ ○○○○、借人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号21号から22号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号21号から22号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号53号から61号を上程します。議案の内容について、

事務局の説明をお願いします。

須貝主事
議長
須貝主事

(挙手)

須貝主事。

議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号53号から61号の計9件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田21筆 24, 869㎡、畑2筆 1, 334㎡、合計23筆 26, 203㎡です。

受理番号53号 貸人 ○○○○・○○○○・○○○○、借人 △△△△△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号54号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号55号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号56号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借(新規就農)です。

受理番号57号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借(新規就農)です。

受理番号58号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号59号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号60号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による贈与(無償)です。

受理番号61号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長
2番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(小関善隆委員 挙手)

議 長
2 番

2 番。
受理番号 53 号についてご説明申し上げます。

借人の農事組合法人 ○○○○の△△さんに話を聞いてまいりました。貸人の方は相続して共同運営になったということです。地目は畑であります。○○○○の△△△△のところに隣接して、○○の△△△△にある場所です。○○の人に貸していたんですけれども、その人が解約したということで、○○○○に貸したいということでもあります。△△△△にその畑で何するんだと聞いたら、タマネギを作るつもりでいたということでもありますので、別に問題ないと思います。

議 長
1 4 番
議 長
1 4 番

ご苦労さまです。次。
(高橋祐弘委員 挙手)

1 4 番。

1 4 番 高橋です。

受理番号 54 号と 58 号についてご説明申し上げます。

54 号の件につきましては賃貸借ということで、8 月 5 日に借人の○○○○さんにお会いしてお話を聞いてきました。△△さんの要望で今回賃貸借を結ぶということで、一生懸命営農している方で問題ないと思われれます。

次に、58 号についてご説明申し上げます。受人の○○○○さんに 8 月 5 日、お会いしてお話を聞いてきました。渡人の△△さんは今○○の△△△△にお住まいの方でございます。前は○○○○にお住まいになっていたということで、その農地のほうも前から△△△△さんに耕作していただいていたということでございます。そして、その田んぼは約 30 アールあったんですが、東北中央道の買い上げで田の真ん中を 2 つに割られた形で、残地が東と西に残っている、ちょっと変形した、まず作りづらい田んぼでございます。そして、今回○○さんのほうから全部処分したいということでご相談がありまして、今回耕作している△△さんを買っていただくということでの申請でございますので、何も問題ないと思われれます。よろしく申し上げます。

議 長
8 番
議 長
8 番

ご苦労さまでした。次、55 号。
(佐久間英之委員 挙手)

8 番。

8 番 佐久間です。

55 号について説明申し上げます。この件ですけれども、今年の春、3 月の時点からお話を聞いておったわけですが、貸人の○○さんがちょっと地元にはいらっやらないということで、2 人で事務局に来ることがなかなかできなかったということで、今ごろの申し込みになったということで、内容については問題はありませぬ。よろしく申し上げます。

議 長

次。

1 0 番

(古畑功一委員 挙手)

議 長

1 0 番。

1 0 番

1 0 番 古畑です。

5 6、5 7、6 0号を説明させていただきます。

5 6、5 7号は先ほどの新規就農の件です。ブルーベリーということで、〇〇さんと△△△△さんのほうには確認したんですけれども、間違いないということでしたので、その辺は大丈夫だと思いますけれども、次、6 0号の〇〇〇〇〇さんと△△さんのところなんですけれども、昔交換分与をしていたらしいんですけれども、ずっと手続していなかったということで今回手続したということで、この△△さんの自宅の脇の自分の田んぼと近く、脇のところは〇〇〇〇〇さんのそばにあったので、それをいただいたということですので、問題ありません。よろしくをお願いします。

議 長

次。

4 番

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長

4 番。

4 番

4 番 遠藤です。

私のほうから5 9号、6 1号の案件をご説明いたします。

5 9号の〇〇〇〇〇さんの田んぼを△△△△ △△△△で買うという案件であります。先ほど解約がありまして、承認していただいた土地であります。〇〇〇〇〇〇さんについては、体を壊されまして将来大分不安があるということで、自分で持っているよりは近くの△△さんに買っていただきたいということでありますので、今回の申請になったところであり、問題はないと思います。

6 1号であります。6 1号については△△さんが今現在所有しているわけがありますけれども、条件の悪いなかなか大変な土地であります。そして農地パトロールの際にも見ていた、大変な農地でありましたけれども、〇〇さんで買うことになりまして、今現在きれいに耕運されております。近所の方にも聞きましたけれども、大変よかったということで、まだ何も作付はしておりませんが、きれいに耕運はされておる農地でありまして、問題はないと思います。

以上です。

議 長

それでは、受理番号5 3号から6 1号について、意見並びに質問はありませんか。

5 6、5 7号については、どういうことでしたらいいのでしょうか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

農林課のほう、課長も補佐も担当者も会議とか外勤で誰もおりませんので、

きょうちょっと説明に来るとするのは無理ということです。

議長 では、私のほうでも農林課に行って、一応今日の話伝えておきますから、そういったことで、今回の横山さんの新規就農については認めていただくということによろしいですか。

全委員 はい。

議長 それを認めていただかないと、この3条も進まないから。

16番 (山王堂民衆委員 挙手)

議長 はい。

16番 16番。最初の議第1号に戻って悪いんだけど、農事相談のとき質問すればよかったんだけど、よく見ると終わっているという話を後で聞いたもので、この内容、経営収支計画書というもののの中に、苗木でも何も入っていないでブルーベリー作るなんていうので通るのかどうか、あと諸資材費もハウス建てるというので、そいつもやっぱり新規ということで新しいものにしないと、現地見たのと、この帳簿が全然合わなかったのではちょっとおかしくないかと思うんだけど、もしここ現地見て、植わっているこの苗はどこから持ってきたんだとか、ハウスはどこから持ってきたんだとかということも、やっぱり諸資材でビニールだって何だって、あとあの中で質問したのは鳥の被害にはどうするんだと言ったら、ネットを張りますということなんですけれども、それは諸資材費に書かれていないわけ、ネット代とかと。やっぱりネット代とかそういうのも計画書に書いてもらわないとうまくないんだから、受付で気をつけてほしい。

仁科主査 (挙手)

議長 仁科主査。

仁科主査 その辺も含めて今回は申しわけございませんでした。今後気をつけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 山王堂委員、その収支計画書を再提出とか書き直しということはいいですか。

16番 してもらったほうがいいでしょうね。していないと、何の畑なのに何も無いということになるでしょうから。

19番 (田代昇一委員 挙手)

議長 19番。

19番 田代です。もとがないのに収入がなんていうのは計算上合わないの、まず苗木なら苗木、トータルで151本、1本5キロ、150本、これは買って、それから収入を得ると、そういう感じの算数式を書いてもらってはどうですか。

議長 では、そういったことで、仁科主査、誰か上村委員とかちょっと助言して下さったらいいいのではないですか。

- 9 番 上村です。そういった今ここで話し合った内容も含めて、少し〇〇〇〇さんにお話は聞いてきたいと思います。収支計画書なり、そういったハウスの件なり、そういったことがどうなっているのか、ちょっと本人にも聞いてみます。
- 議 長 3条の前に新規就農者は皆さん賛成ということだったから、だからこの3条については、山王堂委員から収支決算書を、もっときちんとしたものを出してもらいたいということですね。
- 9 番 その聞いてきたものを何か文書みたいのに書いてもらおうといいんですか、それとも……。
- 議 長 その収支決算の部分にその資材代なりをもう少しわかるように、苗木代とか具体的に記載していただくということですね。
- 仁科主査 (挙手)
- 議 長 仁科主査。
- 仁科主査 では、その部分に関して事務局のほうからもう一度本人に連絡しまして、経営収支計画を、苗木の部分、資材の部分を取り取りして、金額を訂正していただくように連絡いたしますので、よろしくをお願いします。
- 2 番 これ、やっぱり友人に聞いて、ブルーベリー作るんだったら適当に肥料代1万、電気代何、電気なんて何にブルーベリーに使うかわからないけれども、適当に書いているから、適当でなくて、やっぱり計画なら計画をきちんとやるということでない、だってこれアルバイト1万掛ける14日分、1人1万円も払って14日であれば、こんなもの適当に書いているだけだから、本当に計画だから、そこら辺きちんとしないと、新規就農者では市がどういう計画で見たのかかわからないけれども、予定者しかかわからないけれども、きちんとやっぱりここら辺から営農計画ちゃんとしていかないと、いけないと思う。だから、つまりちょっと指導してください、仁科主査。
- 仁科主査 (挙手)
- 議 長 仁科主査。
- 仁科主査 済みません、私の専門知識がないので、基本的にお話を聞きながら書いていただくということで今回書いていただいたところなので、一応今小関委員がおっしゃった裏づけとかというのが、一応本人申し出に基づいてというスタンスでとっていますので、確認不足だった点はあるかと思いますが、今後そういうことも含めて指導していきたいと思いますので、よろしくお願いたします。
- 4 番 (遠藤伊一委員 挙手)
- 議 長 4番。
- 4 番 定例総会前の農事相談なんだから、そこである程度、全てここに持ってくる前に、今の質問をやっぱり農業委員たちの中で書き直してくれという指導もや

はり農業委員の方もしてもらって総会に上げてもらう、もし上げないときは次回になるよとか、そう指導なさったらよかったのかなと思う。

山王堂委員と私が質問するのと違う。でも、本人とお会いしているのだから、やっぱりそこできちっとした中で総会にお持ちしてもらうという指導もやはりしてもらいべきかなと。これをちょっと見たとき、あれ、いいのかなとは思って、これで通してきたのかなと思ったからこの場で話をさせていただきました。

議長 では、そういうことで今仁科主査のほうから話あったとおり、〇〇さんに再度お伺いして、きちんとした収支決算を出してもらうことを条件に、新規就農を認めるということで進めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいですか。

全委員 はい。

議長 では、議第3号議案については許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号5号から6号を上程いたします。議案の内容について事務局の説明をお願いします。

戸田主査 (挙手)

議長 戸田主査。

戸田主査 議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号5号から6号の2件で、田2筆 320㎡、畑3筆 661㎡、合計5筆 981㎡です。

受理番号5号 申請人 〇〇〇〇、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は物置兼車庫の建設です。こちらは1種農地で、既存施設の拡張です。

受理番号6号 申請人 〇〇〇〇、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は農家住宅の建設です。こちらは1種農地で、集落接続です。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について説明をお願いします。

13番 (我彦正福委員 挙手)

議長 13番。

13番 13番 我彦です。

受理番号5号の〇〇〇〇さんに8月5日、現地でお会いしたんですけれど

も、特に問題がないと思われまますので、よろしくお願ひします。

以上です。

1 1 番 (高橋秀治委員 挙手)

議 長 1 1 番。

1 1 番 1 1 番 高橋です。

8月5日に、〇〇〇〇さんのお宅にお邪魔してお話を聞いてきました。こちらの面積、500㎡超えているわけですが、△△△△さん、将来農業のほうやっしていきたいということで、こちらの場所に住宅兼農作業場を建てたいそうです。こちらの場所、農振除外地だそうで、事前着工等もありませんでしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ただいまの受理番号5号から6号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号5号から6号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号5号から6号についてを許可することに決定しました。

次に、議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号20号から23号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

戸田主査 (挙手)

議 長 戸田主査。

戸田主査 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号20号から23号の4件で、田2筆 1, 450㎡、畑5筆 1, 667㎡、合計7筆 3, 117㎡です。

受理番号20号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△・△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号21号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△・△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは1種農地で、既存施設の拡張です。

受理番号22号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△ △△△△ △△ △△ △△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場

及び運動スペースの造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号23号 渡人 ○○○○後見人 ○○○○・○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート（1棟10世帯）の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、よろしく申し上げます。

議 長
1 7 番
議 長
1 7 番

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
(大野澤進委員 挙手)

17番。

17番 大野澤です。

8月2日でありましたけれども、受人の△△さん夫婦の代理人である行政書士の○○さんに一応電話で確認いたしました。○○さん夫婦は、今現在△△のほうに両親と一緒に住んでいるそうです。家自体が一応手狭になったということで、△△の○○○○さん、今職業は一応無職になっておりますけれども、今まで田んぼなり畑なりを耕作して、病気になっておりまして、今、田んぼを貸している状況です。ちょうど△△さんが受ける畑につきましては、○○○○さんのちょうど玄関の前の畑なんですけれども、今年作付は△△さんしていませんけれども、うなって荒れた状態ではありませんでした。事前着工もなく、何ら問題ないのかなど。面積的にちょっと多いんですけれども、転用目的に係る事業を見ていただくと、庭と雪捨て場、駐車場なんか一応入っていますので、ちょっと残されてもどうなのかなということ、問題ないかなと思われま。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長
8 番
議 長
8 番

21号。

(佐久間英之委員 挙手)

8番。

8番 佐久間です。

21号についてご説明申し上げます。

5月に農振除外申請で協議していただいて、今月5条ということになります。○○○○さんの娘さんが、この△△△△さんになっておりまして、実家の近くに家を建てるということでありまして、現地も確認をしてみましたけれども、事前着工もなく問題ありません。よろしくお願ひします。

議 長
9 番
議 長
9 番

22号。

(上村貞義委員 挙手)

9番。

9番 上村です。

22号ですが、地図見ていただくとわかるんですが、〇〇〇〇と△△△△の〇〇の間の土地になります。△△△△。理事長にお話をお聞きしましたところ、議案書どおり駐車場、あと運動スペースとして、ちょうど隣になりますが、そこを転用したいということでありました。周辺は〇〇の内側は住宅地、あと西側は田んぼという場所でありまして、そここのところを転用ということで、周辺に対する影響はないと思われまます。事前着工はもちろんありませんので、よろしくお願ひいたします。

議 長
7 番
議 長
7 番

ご苦労さまです。23号。

(高橋信夫委員 挙手)

7番。

7番 高橋です。

23号についてご説明申し上げます。

場所は〇〇〇〇で県道沿い、△△の△△の向かい側に位置しております。転用理由といたしましては、受人の〇〇さんが現在工務店を営んでおり、申請地を譲り受け、学生向けアパートを建設するということです。また、この場所は都市計画法の用途地域内、3種農地に該当いたします。8月1日に現地確認をし、8月3日、代理人の行政書士△△さんに菅野委員とともにお話を伺ってまいりました。現地確認した結果、この場所はもう既に砂利が敷かれておりました。北側の申請地にコンクリートの建物の基礎部分だけが残されておりました。それで、建物は既に取り壊されておりました。△△さんの話によりますと、十五、六年前に砂利が敷かれ、プレハブの事務所が建てられたということです。本来ならば事前着工に当たり、もとの状態に戻さなければならぬのですが、△△さんと話し合った結果、当時の所有者はこの申請人〇〇さんのお父さんが所有しており、もう既に亡くなっております。また、当時借りていた会社はもう廃業しております。また、この土地は3種農地ということもあり、今回の申請人の渡人から一筆をとっていただくことになりました。それで、今回疎明書という形で文書が届いておりますので、ちょっと読み上げたいと思ひます。

最初は、〇〇〇〇さん成年後見人 △△△△さんからです。本件土地は、〇〇〇〇が父より相続して取得したものでありますが、約20年前までは山林、原野の状態、漆の木が生息しておりました。そして、本件土地は〇〇〇〇の通学路に隣接しており、〇〇学生に被害が生じるおそれがあるということで、木を伐採し、土を剥ぎ取りました。その後、今から十五、六年前に〇〇〇〇より本件土地を貸してほしいとの話があり、〇〇〇〇と約10年前に〇〇〇〇、現在廃業している会社に貸しました。その際に砂利を敷いたと記憶しております。

以上が〇〇〇〇の母、△△△△さんより経過を聞き、本書を作成した次第で

す。〇〇〇〇本人は当時は障害の状態にあり、母△△さんも土地のことについてはよくわからないまま貸していたようです。今後、農地は使う場合は十分注意してまいりますので、お取り扱いについてよろしくお願い申し上げます。

もう一通は〇〇〇〇さんからです。私は平成27年12月5日に、このたびの農地法5条申請にかかわる本件土地を相続いたしました。相続したときには既に砂利が敷かれている状態でありました。先代が農地法をよく理解していなかったため、許可を得ずに宅地にしてしまったものと思われませんが、まことに申しわけございません。いつごろ、どのような経緯で行ったのか、詳細は不明です。今後、二度と法令に違反しないよう十分気をつけますので、何とぞ寛大な処置をお願い申し上げます。

このような文書が届いております。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ご苦労さまでした。ただいまの受理番号20号から23号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号20号から23号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号20号から23号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第6号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から7号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査

(挙手)

議 長

仁科主査。

仁科主査

議第6号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会に付議いたします。

受理番号1号から7号までの計7件でございます。内訳は、相対による賃貸借権の新規4件、相対による賃貸借権の再設定3件でございます。土地等の表示につきましては記載のとおりでございます。この筆数、地積につきましては田29筆 35,030㎡、畑1筆 1,453㎡、合計30筆 36,483㎡でございます。

受理番号1号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号2号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△ △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号3号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△ △△△△、土地の詳細に

つきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○・○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の農用地利用計画の内容が基本構想に適合しているもの、農用地を効率的に利用できるもの、農作業に常時従事することが認められるもの、権利を有する全てのものが合意を得られているものの各要件を満たしていると考えておりますので、以上ご審議よろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から7号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号1号から7号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第7号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から3号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査
議 長
仁科主査

(挙手)

仁科主査。

議第7号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

受理番号1号から3号までの計3件でございます。こちらにつきましては、先の農用地利用集積計画による交替でございます。申出人、土地等の詳細につきましては、記載のとおりでございます。なお、この筆数、地積につきましては、田のみ8筆 10, 626㎡、よって合計も同様でございます。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借

権設定（期間借地）です。

受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号3号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（期間借地）です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、受理番号1号から3号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないので、受理番号1号から3号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次のその他 農地中間管理事業に係るマッチング案の確認について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

戸田主査 　　(挙手)

議 長 　　戸田主査。

戸田主査 　　その他 農地中間管理事業に係るマッチング案の確認について。農事相談のときに、皆様にお渡ししました様式第7号 マッチング案につきまして、出し手の方が農地中間管理事業に申し込みをしたうち、平成30年7月末までにマッチングが完了したものを掲載しております。既に担当地区の案件については農事相談の折、協議をいただいたものだと思います。これらの内容が来月の総会の議案として上がることとなりますので、再度貸付者、借受者、賃料等を確認いただき、修正点などがなくご確認をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

1 2 番 　　(菅野英一郎委員 挙手)

議 長 　　12番。

1 2 番 　　上の○○○○君が、この場所の悪いところを10,000円で借りていますが、広幡の人が6,000円というのは、いかがなものかと私思っているんですけども、どういう種類の土地なのでしょう。

1 5 番 　　(大橋久芳委員 挙手)

議 長 　　15番。

1 5 番 道沿いにはあるんですが、面積的に見てもらうとわかると思うけれども、1反もない田が3枚と1反ちょっとの田が1枚ということで、非常に谷地みたいなところで条件がかなり悪いところですよ。そして、なかなか借り手が、前にいろいろな人が借りたりしたんだけど、なかなか見つからなくて、今回おやじさんと息子さんが亡くなってしまったんです。そして、残された母親がどうしようもなくて親戚の方がいろいろ手を尽くして借りてもらったという形になりましたので、なかなか条件の本当に悪いところということで、こういう単価になったということでご了承をお願いします。

議 長 1 2 番、よろしいですか。

1 2 番 ○○○○のほうも条件悪いんだけどなと思ってお聞きしたんですが、やっぱり借りるほうもちょっと頑張ってくれないとは思いますが、わかりました。

議 長 これ未整理地ですか。

1 5 番 いや、一応整理地にはなっているんだけど、ちょうど境のところで、1枚まともな田ができていないというところになっています。

議 長 ただいまの農地中間管理事業に係るマッチング案について、異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、農地中間管理事業に係るマッチング案について、は議案書のとおり確認いたしました。

その他、皆さんからご意見ございませんか。ないようですので、本日の第13回米沢市農業委員会定例総会は終了といたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時27分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成30年8月10日（金）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

菅野 英一郎

議事録署名委員

高橋 秀治